

情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会（第3回会議） 会議録

- 日 時：平成30年3月23日（金）10：00～11：55
- 場 所：県庁1001会議室
- 委 員：伊藤眞知子委員長、稲葉馨委員、小笠原奈菜委員、中山眞一委員、西村真由美委員、長谷川泉委員、三澤香織委員、峯田典明委員
- 事務局：総務部長、総務部次長、行政改革課長、学事文書課文書法制主幹
- 関係部局：秘書課県民相談主幹、広報推進課長、危機管理課長、子ども家庭課長

〈開会〉

事務局： おはようございます。定刻より若干早目ではございますが、委員の皆様お揃いですので、ただ今から情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会の第3回会議を開催いたします。
始めに大森総務部長より御挨拶申し上げます。

総務部長： 皆様おはようございます。
委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、当委員会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。
本日は、事前に御説明させていただいておりますとおり、テーマが7つに中間取りまとめ案ということで非常に案件が多くなっておりますので、事務局からの説明を簡潔にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
それから、一点だけ御報告なのですが、今週初め（平成30年3月19日）に来年度の組織と人事について発表させていただいております。その中で、情報公開、提供の見直し・検証（見える化）と戦略的広報に主眼を置いているのですが、「改革推進監」という新たなポストを次長級で設けております。次回の委員会であいさつさせていただくことになろうかと思っておりますが、県としても新年度もこのテーマに力を入れて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
本日は限られた時間ですが、よろしく願いいたします。

事務局： 協議に入ります前に御報告いたします。
本日は星川委員が都合により欠席となっております。
それでは協議に移ります。
議長は伊藤委員長にお願いいたします。

伊藤委員長： 皆様おはようございます。それでは議長を暫時務めさせていただきます。進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

〈テーマ1 情報公開〉

伊藤委員長： では、はじめにテーマ1「情報公開」について事務局より説明をお願いします。

文書法制主幹： おはようございます。学事文書課菅原です。それでは私の方からテーマ1「情報公開」について説明させていただきます。

それでは、テーマ1「情報公開」の3ページ目を御覧いただければと思います。「4 見直しの方向性及び検証結果等」(1)不開示情報の基準というところの3ページ目までは、前回御議論いただいたところになります。4ページ目をお開きいただきますと少し字が濃くなっておりますが、こちらについては、前回中山委員から、「国等関係情報」を廃止することのメリット、デメリットという御意見をいただきまして、追加で検証させていただいたものになります。①の状況ですが「行政執行情報」について、本県の条例は1文で規定しており、右側の5ページ目を御覧いただきますと左が山形、真ん中が青森、右が国ということですが、他県では項目を分けて不開示理由を明確に規定しています。また、「意思形成過程情報」、「行政執行情報」に関し、本県は県だけを対象にしている。それに対して他の県は国等も入れている。また三つ目の「・」ですけれども、本県は、「国等関係情報」というのを別項目で設けているという現状があります。これについて「国等関係情報」を廃止する方向であるとお話をさせていただいたときに、前回、メリット、デメリットは、という御意見をいただきました。そこで②ですけれども、メリットとしましては、不開示項目が他の自治体と同じレベルになるということで不開示情報の範囲が広がるのではないかという疑念が持たれる可能性が軽減される、また、「行政執行情報」

を項目毎に分けて理由を示すことにより、不開示の範囲が広がるのではないかと疑念を持たれる可能性も軽減されるのではないかと考えております。デメリットについては、特にはないのではないかと考えます。また、その他にありますように、稲葉委員から行政執行情報が一般条項化するのはよろしくないというお話をいただきましたが、その点についても項目毎に分けることによって、一般条項化が進まないようにすることができるのではないかと考えております。そのようなことで6ページになりますが、検証結果ということで、二重線になっているところが視点における結論的な事務局としての案と考えております。「行政執行情報」を他県のように項目毎に分け、「国等関係情報」を削除し、「意思形成過程情報」、「行政執行情報」の主語といいますか、対象に国等も入れるということを考えております。

(2)の運用についても、7ページ目の矢印のところですが、前回、峯田委員から、「意思形成過程情報」に関しまして、事実に関する情報は不開示情報から除外するというように事実に関する情報を区分して整理している団体があるというような情報をいただきました。確認したところ、大阪府の交野市で、実際に条例に規定していましたが、他の都道府県ではそのような規定はなかったところ。検証の中の二つ目ですけれども、交野市にお聞きしたところ、この読み方としては既に公になっている情報というような解釈で運用しているということで、これについては三つ目の「・」にあります。本県でも情報公開・個人情報保護審査会の答申を踏まえ、同じような対応をしてきているところでもあります。そういうことで③の対応としましては、他の都道府県などの状況も踏まえ、条例は改正しませんが、客観的に事実として明らかになっている情報は引き続き開示していくということを、今後は各課と情報共有している参考例などにも載せて対応していきたいと考えております。そういうことで運用については、前回の方向性と同じですけれども開示・不開示の判断については、今後も判例や他の都道府県の状況などの情報を収集し、適切な判断ができるように研究してまいりたいと考えております。

8ページの(3)については、情報公開条例の対象公文書について、テーマ2の文書管理の方で、文書管理規程で規定する「公

文書」の定義を情報公開条例と統一するという取扱いをさせていただきたいと考えております。詳しくはテーマ2で説明させていただきます。

伊藤委員長： ありがとうございます。テーマ1に関しましては、前回協議しました見直しの方向性を一度皆様から御意見いただいておりますが、この度は、検証結果と改善案を御説明いただきました。これについて、皆様から御意見、御質問があれば、お願いします。

中山委員： 1道3県しかない「国等関係情報」、不開示情報について、9ページの表の他の多くの県と同じようになる。不開示理由が具体的になるので、県民にとって読んでわかるような形になり、またデメリットもないということなので、大変良いことだと思います。方向性は良いと思います。

伊藤委員長： ありがとうございます。御意見いただきました。ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ございませんか。それではテーマ1「情報公開」につきましては、事務局案のとおり、委員会として了承するというのでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、テーマ1の事務局案については、了承いたします。

〈テーマ2 文書管理〉

伊藤委員長： では、テーマ2「文書管理」について、事務局より説明をお願いします。

文書法制主幹： 引き続き、テーマ2「文書管理」について説明させていただきます。

2ページ目、4(1)で管理する文書の範囲の見直しということで、こちらも継続的なテーマとなっております。考え方の二つ目にありますが、文書管理規程上の文書の意義と本県の情報公開条例上の公文書の定義が異なる状況にありまして、多くの県では、公文書の定義を公文書管理法や情報公開条例の規定等で統一しているということで、検証結果につきましては、文

書管理規程で管理する文書の範囲を情報公開条例で規定する公文書に統一するため、文書管理規程第2条で規定する文書を公文書に改め、その中身を情報公開条例で規定する公文書の定義に改めることとさせていただければと思っております。

2点目が、電子文書の取扱いの見直しということで、ここは前回持越しになった部分であります。考え方の一つ目、電子データ等の管理について、今のところ明確な規定がありません。一方で、(1)のいわゆる文書の範囲、定義の改正を踏まえると、電子文書も紙と同様に管理が必要になります。方向性としては、(1)の定義の見直しに併せ、電子文書の具体的な取扱いを明確化するため、次のような見直しを検討したいと考えておりますが、現在政府の方で、ガイドラインの改正を行い、この4月から各府省において文書管理規則の改正を予定しておりますので、その動向等を踏まえるということで、具体的な運用、改善案については次回以降に整理していきたいと考えております。

主な検討事項としましては、保存を要する範囲、原則として、公文書に該当する電子情報（個人的な執務の参考資料）を具体的にどのように定義していくか、ということになると思っております。

「個人的な執務の参考資料」の具体例ということで、検討内容案欄の2段目になりますが、職員が自己の執務の便宜のために保有している写しですとか起案の下書きといったものを国では示しています。それを踏まえまして、主な検討事項欄のイ保存期間及びウ保存場所につきましては、政府の動向等を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

(3) 文書の作成義務等の明確化につきましては、考え方の二つ目に記載しておりますが、本県の規定では文書の作成義務について具体的な規定がなく、「事務の処理は文書で行うことが原則」と規定しているのみとなっております。一方で、多くの県が、公文書管理法第4条、資料3ページ目下段の破線囲み枠のところですが、同法第4条の本文に準じた規定を置いているということが一つあります。また、二つ目の問題として、政府では、昨年末にガイドラインを改正し、内部の打合せや外部との折衝の記録の扱いなども規定したところでございます。こちらにつきましては、4ページ目になりますが、先ほど申し上げた二つの問題のうち後段の点について、各府省の文書管理規則の改正の動向を見まして、第4回会議以降に改善案を提示さ

せていただきたいと思います。一方で、一つ目の問題である文書の作成義務の規定については、別紙3に掲げたような他の都道府県の規定を参考に規定を設ける方向で進めていきたいと考えております。

(4) 文書の保存年限等の見直し及び(5) 廃棄する場合の判断についてです。考え方として、国では保存年限1年未満という規定がございます。そして政府の改正ガイドラインにおいて、保存年限を1年未満とすることができる文書の範囲を限定しましたが、一方で、本県の文書管理規程においては、現在保存年限は30年から1年までと規定されており、保存する文書は「処理の完結した文書」のみと規定されております。また、文書の類型と申しますか、条例、規則の原議は30年保存などの類型が本県の場合は35類型になっており、また、例年、文書の保存年限を延長する割合が非常に高いという状況にあります。そのため、検証結果の改善案としては、まず、保存年限1年未満の扱いですが、(1)の検討により文書範囲を拡大することに伴い、国と同様に、正本の写しや定型的な業務連絡などの長期間の保存を要しない文書も対象となる、つまり公文書の範囲に入ってくることから、「1年未満」の区分を新設する一方で、その範囲については、政府の改正ガイドラインに準じて限定的に設定していきたいと考えています。イについて、保存文書の保存年限の類型ですが、別紙5のとおりかなり細かく規定している県もありますので、それらを参考に、より詳細に区分していきたいと考えています。ウについて、文書の保存年限が満了した文書の保存年限を延長する割合が高い現状にありますので、①として、この点については前回会議において小笠原委員から民法の時効改正について御意見をいただき、その後調べたところ、他の都道府県で時効が終わるまでという規定を設けている事例がいくつかありましたので、それを参考に、対応できる規定を設けたいと考えております。また、②として、延長する主な理由が「将来的に使用する可能性があること」として延長しているところですが、実際に常時使用するという場合もありますので、各課の状況も踏まえて30年以上の保存が可能となる「永年」という区分を整備したいと考えています。一方で、③として、保存期間の延長について今は各課の判断でできる状況となっていました、今後は一定の範囲の文書について延長する場

合は文書主幹課である学事文書課も承認手続を設けることにより関与していきたいと考えております。

説明は以上になりますが、改善案がない項目につきましては次回会議以降に継続の扱いということでお願いいたします。

伊藤委員長： ありがとうございます。テーマ2に関しましては、まず「管理する文書の範囲（文書の定義）」「文書の作成義務等の明確化」そして「文書の保存年限」などについて、検証結果と改善案の説明がありました。また、「電子文書の取扱いの見直し」については、今後さらに検討するということで見直しの方向性を御説明いただいたところです。

では、テーマ2について、皆様から御意見や御質問があれば、御発言をお願いしたいと思います。

峯田委員： この委員会の範囲を超える意見になるかもしれませんが、結論を最初に申しあげると、公文書管理について県民にきちんとした態度を示すためには、今、文書管理に関する条例を制定すべきである、というものが一つ目の結論です。理由としては、情報公開条例は県にあるのにもかかわらず文書管理に関する条例はない現状にある、そして情報公開と文書管理は車輪の両輪といわれておられて、きちんとした文書管理があるからこそ適切な情報公開がなされるということは皆様御承知のとおりであると思います。

したがって、情報公開条例だけ規定がある一方で文書管理に関する条例がないことは片手落ちなのではないかと思えます。実際にただ今社会情勢としても財務省の不適切な文書管理が問題になっていて、県民の方々は特にこの文書管理について関心が高いのではないかと思っていることと、公文書管理法は2009年、平成21年に制定されて以降10年近く経過しており、同法では地方公共団体でも規定に努めなさいという強制ではないですけども規定があります。同法に基づいて条例を制定している都道府県があるのかと思っていたところ、テーマ2とテーマ3は共通の話題であって、テーマ3の資料において鳥取県の条例が引用してあったので、まず鳥取県は条例を制定しているということが分かりました。そのため、鳥取県でも条例があるので、本県でも条例を制定してはどうかと思ひまして、この見える化委員会では範囲を超えるのかもしれないのですが、意見として述べたいと思ひます。

また、実際に公文書管理法制定から9年が経過する中で、県として条例制定について検討したことがあるのかどうかについて質問させていただきたいと思います。

文書法制主幹： 公文書管理条例と申しますか、文書管理条例の検討についての御質問であったと思いますが、全国的に4～5件ほど条例を制定している県がありまして、まだ、正直に申し上げて、本県では、他県の制定状況について情報収集はしてはしましたが、具体的な検討には至っておりません。理由を申し上げますと、公文書管理条例の一番大きな点として、歴史公文書の閲覧等についての権利義務を定めるという点が公文書管理法の特徴的な点になるのですが、後ほどテーマ3において説明させていただく予定ですが、本県においては閲覧に関する検討の前に収集を強化するという点が喫緊の課題であるということもありまして、今のところは具体的な検討に至っておりませんでした。

伊藤委員長： 今のところまだ具体的な検討には至っていないということ、それから、将来的には具体的な検討が必要になるという可能性は残っていると理解してよろしいでしょうか。

文書法制主幹： そのような点も含めて御意見いただきましたので、先ほど御説明したような状況ではありますが、検討させていただくことになるものと考えております。

中山委員： 資料5ページ目の図1にあります「文書」の範囲等のイメージ図について、こちらを見てもわかるとおり、電子文書をはじめとしてこのように拡大されれば県民としても相当注目しますし、県庁内部においてもこのように拡大されるということは大変なことだと思います。これから様々議論することにはなりますが、このように見直されると、どうしても、安全にといいいますか、解釈で個人管理文書とできるようなものについては、個人管理文書と考えたいようになります。そのため、今まで以上に個人管理文書が多くなる可能性もあり得ます。そのように考えますと、庁内の混乱が起こるなど様々ありますので、これから検討するときには、その辺りをできるだけ区分がはっきりするようにこれから検討を進めていただきたいと思いますと感じております。

文書法制主幹： 個人的なメモなどの個人管理文書という点については、国で定める規定のほか、他の都道府県の状況も調べまして、その点はできるだけ区分がわかりやすくなるよう検討してまいりたいと思っています。

小笠原委員： 中山委員の意見に関する質疑と同じ資料5ページ目のうち、文書の範囲について、今までは処理の完結した文書のみだったが、今後は決裁途中のものも文書の範囲とすることになるとのことですが、その場合、1年なり3年という期間の起算点がいつになるのか、という点がわかりません。処理が完結した文書については処理が完結したときが起算点になると思いますが、決裁途中の文書についてはいつから起算するのかを教えてください。

文書法制主幹： 御指摘の点について、国の規定がこのようになっているという説明をさせていただきたいと思います。起算点について、国は原則として処理が終わった翌年度の4月1日と定めております。ただし、それにより難しい場合は各課長の判断で別に定めることができる、と規定されておりますので、そのような規定や他の県の規定も含めて検討させていただきたいと考えております。

稲葉委員： 資料4ページの(4)保存年限の見直し等の検証結果について、改善案中ウ②において永年の区分を新設し、当該永年文書の保存の必要がなくなった場合における廃棄の規定を置く、そして③において、一定の範囲の文書について延長する場合は文書主管課の承認手続を設けるとしてありますが、永年扱いの文書を廃棄するときにはこのような承認手続は設けないのでしょうか。

また、これに関連して、今後の課題ということで結構ですが、国の場合ですと公文書管理委員会といういわゆる第三者機関を設置しているわけですが、将来的には文書主管課の承認手続というよりは先のような第三者機関の設置を検討してはどうか、と思います。

文書法制主幹： 御質問を2点いただきましたが、1点目につきまして、永年区分を新設して永年文書の廃棄に関する規定を置く点については、それほどまだ具体的な検討が進んでおりませんが、延長す

る場合と同様に、文書主管課が何らかの形で一定の関わりを持っていくことになるのではないかと考えておりますが、この点は今後検討させていただければと思います。

2点目の第三者機関につきましては、公文書管理条例を制定している県のうち、たしか1団体が設置していたかと思っております。そのような点からすれば、必ずしも文書管理条例とパラレルの問題ということではないと思っておりますが、先ほど御意見いただいた条例制定を今後検討していくうえで、こちらの件についても射程に入っていくのかもしれないと思っております。まだ私どもの検討が進んでいない状況ですので、現時点ではそのように考えております。

伊藤委員長： では、2点目の点（第三者機関の設置の検討）については今後の課題ということで御提案いただいたということですので、ぜひ検討していただければと思います。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

峯田委員： 質問が二つあります。

一つ目として、文書管理は各部署で行うものであると思っておりますが、この点についてのコンプライアンスのチェックについては立てるのでしょうか。何らかの方法で行う予定があるのかどうか、お答えください。

二つ目が、資料5ページ目のイメージ図によると、③山形県文書管理規程で保存を要する「文書」より、④山形県情報公開条例における「公文書」の方が範囲が広いということは、情報公開条例において開示すべき公文書が保存されていないということの意味するのではないかと思いますけれども、これまで情報公開条例において「保存文書ではない」ということで開示しなかったという事例はあったのかという点が気になりました。

文書法制主幹： 1点目の、各課が文書を管理するという点に関しては、コンプライアンスといえるかわかりませんが、今のところ、職員研修の中で（文書管理に関する）研修を行っています。今行っている取組みはそのような状況です。

2点目に関して、今まで文書管理規程の「文書」と情報公開条例の「公文書」がかい離していた点についてですが、（開示

請求を受けた場合に) 結果的に職務上作成等して組織共用されていけば今までも情報公開条例上の公文書になりえたと思っておりますが、文書管理規程上で保存義務を課しているのが決裁又は回覧が完了した文書であったため齟齬が生じてしまったということかと思えます。それでそのような(齟齬のある)結果として文書が存在しなかったという例についてですが、現在も文書が存在しないというケースは年に1~2件はありますが、「既に廃棄した」というケースもありますので、直ちにそのようなケースがあったかについて今は把握していないというのが現状です。

峯田委員： 説明はわかりましたが、ただ、1点目のコンプライアンスについては研修のみであるということですが、それでいいのかな、と少し思います。

文書法制主幹： 1点目の回答については、コンプライアンスが研修のみで足りるということではなく、現状がこのようであると説明させていただいた次第です。御意見いただいた視点についても今までなかった点ですので、その点も検討課題とさせていただければと思います。

西村委員： 文書の保存年限を延長する割合が高いという点なのですが、こちらは精査に時間がかかっているからという原因もあるのでしょうか。

文書法制主幹： 延長する割合が高い理由は、どちらかといいますと、(文書の保存年限が満了した文書を) 将来使うかもしれない、廃棄することになんとかおそれがある。蓋然性が低いのかもしれませんけれども、そのような理由で延長が行われているという状況です。

長谷川委員： 私は文書の保存におきまして、何度か申し上げておりますが、将来的に必要なという視点だけでなく、何のために保存しなければならないのかという目的の意識を取り入れていただきたいと思えます。また、そのような目的を踏まえて、具体的な文書の執行が目的意識に基づいて保存されているのか確認するために、先ほど稲葉委員が発言の中で触れていらっしゃいましたが、第三

者的組織が、ルールの策定においてもそうなのですが、執行がきちんとなされているかをチェックする機関が常時あればいいのではないかと私も思います。

文書法制主幹： 目的意識という点につきまして、今まであいまいだったということもありまして、まずはこの度各課だけでなく学事文書課も含めて延長の手續を精査してまいりたい、また、テーマ3に関わりますが歴史公文書という位置づけもありますので、業務上使用しなくなった文書（であって保存年限が満了した文書）については、そちら（歴史公文書）に移すということも考えてまいりたいと思います。

また、第三者委員会については、まだ検討していなかったこともありますので、今後の課題として考えてまいりたいと思います。

伊藤委員長： 発言は以上でよろしいでしょうか。

では、テーマ2文書管理については、事務局から改善案が提示されているものについては事務局案のとおりとすることによろしいでしょうか。

各委員： （異議なし）

伊藤委員長： ありがとうございます。いくつか今後の検討課題も出されていますが、そちらは別途よろしくお願いいいたします。

では、テーマ2の改善案については了承といたします。それでは事務局案とおりにということで、見直しを進めていただきたいと思います。

〈テーマ3 歴史公文書の保存〉

伊藤委員長： では、テーマ3「歴史公文書の保存」について、事務局より説明をお願いします。

文書法制主幹： それではテーマ3の「歴史公文書の保存について」について説明させていただきます。

「1 制度等の概要」にあります。歴史公文書とは、保存

年限を経過した文書のうち歴史的又は文化的な資料として価値を有すると認められるもの、1 ページ中段の「歴史公文書の保存の概要」の図にありますが、現在は保存年限経過後主務課が選定し、選定された歴史公文書は山形県公文書センター、現在は寒河江市の西村山地域振興局にございますが、そちらで閲覧に供するという事になっております。

2 ページ目に入ります。現状として、平成 29 年 12 月現在の所蔵数は 1,375 冊、28 年度選定冊数 13 冊という状況になっておりまして、2 ページ下段に東北各県の公文書館等の状況がありますが、宮城県、秋田県、福島県につきまして、表 4 段目にあります公文書所蔵数、表 5 段目に年間収集数がありますが、それら 3 県は本県よりも一桁くらい多いという現状にあります。

なお、山形県の併設施設について、表 3 段目に記載していますが、現在は寒河江市に公文書センターを設置していると申し上げましたが、31 年度に県立図書館の改修に合わせて遊学館へ移転する予定となっております。

続きまして 3 ページ目になります。本県の選定基準については詳細な定めがない一方、政府や他の都道府県では詳細な基準を設けているとともに、本県が規定している「30 年保存」や「部長決裁以上」という規定を設けていない、という現状があります。

次に選定方法ですけれども、本県は主務課が作成してから長期間経過した後の廃棄のときに判断する一方、他の都道府県や政府は保存期間満了前のできるだけ早い時期に、文書を作成してから 1～2 年で保存期間が終了したときの措置を定めるといふ、いわゆるレコードスケジュールと申しておりますが、そのような取組みをしております。

また、4 点目になりますが、国では選定権限は各省庁にあります。国立公文書館の専門職員が助言を行っており、他の都道府県では専門職員や特定の研修を受けた者が選定に関わっている例があるという状況にあります。

また、先ほどのテーマ 2 と関わる場所ですが、本県は保存期間の延長の割合が大きく、結果としてあまり歴史公文書が選定されていないという現状があります。

「4 見直しの方向性」の(1)選定基準等の妥当性ですが、方向性としては、主務課が適切に選定できるよう選定方針、基

準項目について見直しを行ってまいりたいと思います。4ページ目の(2)選定期限・主体の妥当性につきまして、方向性の1点目として、本県においても保存期間満了前のできるだけ早い時期に「レコードスケジュール」の設定を行う方向で検討したいと思います。また、2点目のレコードスケジュールの設定は主務課、言い換えると各課が行いますが、学事文書課も選定に関与すること、また3点目の専門知識を持つ職員の育成についても検討してまいりたいと考えております。(3)適正な運用の確保、保存期間の延長の点については、テーマ2でも御説明しましたが、保存期間の延長を厳格にしたいと考えております。

テーマ3についての説明は以上となります。

伊藤委員長： ありがとうございます。テーマ3については見直しの方向性について説明をいただいたところです。皆様から御意見や御質問をいただきたいと思います。

三澤委員： 説明ありがとうございました。質問が2点あります。

1点目ですが、資料4ページ目の「アーカイブズに関する研修に職員を派遣する」など職員の育成を行うということですが、今いる職員から育成されるのか、新たに専門職員を雇うのではないのか、という点です。といいますのも、今いる職員が研修に行くと思いますが、その場合に人事異動などで人が変わることもあると思いますが、そのような場合に知識や技能の蓄積、組織としての蓄積がどのようになっていくのか、という点が気になったところでした。

もう一点ですが、公文書センターが平成31年度中に遊学館へ移転されるということですが、ぜひこの機会に県民の方々に周知と申しますかPRをしていただけたらと思いました。私自身恥ずかしながらこれまで公文書センターの存在を知らなかったのですが、遊学館は小さいお子様から御年配の方まで様々な年代の方がいらっしゃると思うので、こういった機会にぜひ関心を高めていただけるように周知をお願いしたいと思います。

文書法制主幹： 1点目の専門的知識を有する職員の確保につきましては、今いる職員が研修を受講すること、既に研修を受講した者を非常勤職員等の待遇も含めて確保すること、その両面について考え

ていきたいと思ひます。

2点目の公文書センター移転の際のPRについては、ぜひ皆様方のお力もいただき、私たちが頑張つてまいります。いい機会ですのでPRしてまいりたいと思ひます。

中山委員： このテーマも今回決定するのではなく今後検討することになるわけですが、資料2ページ目の東北各県公文書館等の状況のうち、件数（公文書所蔵数・年間収集数）について、青森県もそうですが、山形県は数量が相当違っている。先ほど御説明いただいたとおり桁が違うといひますか、これほど数が違つるとすれば、宮城県、秋田県、福島県のほかに、業務が増えて申し訳ないのですが、全国的な状況を調べていただき、山形県と他県のどのようなところが大幅に違つてくるのかという点を、次回以降、時間があるならば調べていただけないか、お願いいたします。

文書法制主幹： 所蔵数につきましては、要因として一点紹介しますと、山形県は県庁舎が2度火事にあひまして、相当古い文書がなくなつてしまつてゐるということはある。ただ、収集数が少ない点は今の要因とは異なる問題ですので、全国の状況を調べて、次回御検討いただければと思ひます。

西村委員： ただ今中山委員から、山形県が東北グループと比較すると少ないという意見だつたのですが、まずは県がどのくらいの数量を求めているのかによつてそちらに要する人員やコストも変わつてくると思ひますので、どのくらいの冊数や人員を考へていらつしやるのか教へていただけたらと思ひます。

文書法制主幹： 数だけで申しあげるのも難しいところではございますが、ざつくりと申し上げて年間収集数ベースでは青森県を除く東北の各県が3ケタに達してゐますので、そのあたりが一つの基準になるのではないかと、感覚的にはなりますが、そのように考へてゐます。

西村委員： 研修のコストはどのくらいかかるのですか。

事務局： 研修のコストですが、国立公文書館で開催してゐる研修に参加す

ることを想定しているのですが、国立公文書館は東京都にありますので、旅費が必要となります。その研修が、初任者向けの研修ですと5日間かかりまして、それに要する経費は76千円程度になります。専門職員として調査研究を行うような職員を養成する研修になりますと、国立公文書館の場合では3週間程度の研修になりまして、そちらですと約23万円の旅費を要します。

受講料につきましては、国立公文書館の場合は無料となっております。そのため、旅費のみ必要となりますが、金額としてはそのようになっています。

長谷川委員： ちょっと違った視点になるかもしれませんが、歴史公文書を保存するというのが、私の歴史に対する思いからなのですけれども、後世にこの時代の歴史として何を残すかや、後世が評価する文化を作るということに至るのだらうと私は考えています。

そのように考えますと、歴史公文書の選定基準、選定方針は事務局案のとおりでよろしいのですが、こちらのほかに山形県として何を歴史として残していきたいのか、そのような信念のようなものがあるとよりわかりやすいのではないかと思います。要するに、単なる事務手続としての文書保存ではなく、歴史としてどのように考えているのか、そのような視点があると、私としてはなお一層うれしいなということです。

文書法制主幹： 山形県として何を残すかという視点についてはどうですか、という御発言でしたが、正直申し上げてそのような視点は持ち合わせていなかったところではあります。先ほどの他の県の状況も含めまして、そのような視点を取り込むことについてどのようなやり方があるのかを含めて検討させていただきたいと思います。

総務部長： 少し補足させていただきます。本当に大事な観点だと思います。

今の県の基準が資料5ページ目から6ページ目までであり、資料5ページのうち1「県の基本的な執行方針、県の総合発展計画」ですとか、2「条例」や4「議会」といったところでおのずとにじみ出てくるという部分はあるだろうと思うのですが、今回この基準に則って年間13冊しか収集されていないということで、やはりこちらの見直しを考えています。例えば、資料7ページは政府の選定基準ですが、このうち「○ IIIの文書について、例えば、次のような情

報が記載された文書」の中で、「政策の変更や優先順位の設定に影響を与えた社会環境、自然環境等」や「政策が国民に与えた影響や効果」ですとか、そのような書き方で一つの考え方を表示しているような方針も現に例としてありますので、県として考え方がにじみ出るような基準の見直しをしっかりと検討してまいりたいと思います。

小笠原委員： 先ほど「火災で焼失して文書が少ない」という説明があり、そこで思ったのですが、今後災害で無くならないというようにする対策というのはあるのでしょうか。

文書法制主幹： 今は（公文書センターが設置されている）西村山地域振興局にありまして、庁舎のひとつですので、県庁舎と同じような防火扉等の災害対策はあるのですが、それ以上のものは今のところはありません。それ以外に湿度管理が可能なようにしておりますが、スプリンクラー等の設置等、その点については調べてみます。今把握しているのは庁舎並みであるということです。今後移転する予定の遊学館も含めて調査いたします。

峯田委員： 文書の管理については、紙ベースで管理することが原則なのでしょうか。（文書を）電子化して保存することは検討されないのでしょうか。

文書法制主幹： 現行で主要な決裁等の文書が紙ベースで行われているのが大部分であるという現実がありまして、古い文書も紙で残っているという現実にあります。

なお、国等の公文書館等では、文書がかなり劣化しますので、そのような点も含めて、古い文書をマイクロフィルムに撮るなどの取組を行っていると聞いておりますが、本県の場合はそのまま紙で保存しているという状況です。

峯田委員： （電子化については）やはり費用が掛かるからという理由でしょうか。

文書法制主幹： 検討の視点が収集の方に傾いていたためかもしれません。どちらかというところのように収集するかについて頭が集中してい

た部分があるのかもしれませんが、今のところ劣化して閲覧できない文書はまだそれほどないというところもありますので、まずは収集に力を入れているというところではあります。

峯田委員：（電子化については）劣化という視点だけではなくて、検索性ですとか閲覧のしやすさですとか、今はインターネットがこれだけ普及している時代ですので、県民の方々のアクセスのしやすさの方を考えた次第です。御検討される余地があればお願いしたい、という希望です。

文書法制主幹：わかりました。もう少し幅広く考えますので、そのような御意見も踏まえて検討させていただきたいと思います。

伊藤委員長：（歴史公文書を）電子化してアーカイブ化するという点は全然不思議ではない議論ですので、今回の中心ではないのかもしれませんが、この点も視野に入れて考えていただくといいかもしれない、と私も思います。

三澤委員：先ほど長谷川委員の発言でも信念という話題があったところですが、少し話がずれてしまうのかもしれませんが、訪問数や閲覧数が今まで低かったということで、遊学館へ移転することによって、例えば年代でいいますと、高校生ですとか、中学生だとまだ合わないのかもしれませんが、学校を単位として訪問学習のような場所としては最適かなと思っていて、そのような機会があるということや先生方の認知度が必要ですし、そのような点が郷土愛といいますか、山形を知ることができるという点で定着していくといいのかなと感じました。ですので、いつか遊学館へ移転されて活用の仕方考える際に、例えば学校の教育庁との連携ですとかそのようなことも御考慮いただけるとありがたいと思います。

文書法制主幹：他の県でもやはりそのように広報活動といいますか、学習活動のような取組を行っているところがあると聞いておりますので、その辺りも参考にできるだけ皆様に活用していただけるように考えていきたいと思います。

伊藤委員長：御発言は概ねよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

した。委員の皆様から様々な御意見をいただきました。しっかりと考えれば考えるほど話題が広がったり今までなかった視点が入ってきたりしてくることがありますので、この委員会でどこまでできるのかということではありますが、全部をやることは大変なことになるかと思っておりますので、この委員会での仕事はここまでとばかりあっていいと思っておりますが、そこも課題として、検討していくべきことはきちんと残していただいて、別の形で進めていくことも視野に次のスケジュールということもぜひ考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、次に進めてまいりたいと思っております。

〈テーマ4 事故・事件が発生した場合の公表〉

伊藤委員長： では次にテーマ4に移りたいと思っております。事務局及び関係者から説明をお願いします。

行政改革課長： テーマ4「事故・事件が発生した場合の公表」につきましては、第1回委員会において検証、見直しの視点、第2回委員会において見直しの方向性ということで、この場で議論いただきまして、了承いただいた内容は資料の2から3ページになります。今回は見直しの方向性を踏まえ、改善案を御提示します。

改善案としましては、検証結果に基づく対応が今後作成するガイドラインに含まれ、又はガイドラインに沿ったものになると思われることから、ガイドラインの策定自体を改善案ということにさせていただきたいと思っております。今回はガイドラインの骨子案を御提示しております。具体的には資料の4ページから7ページとなります。骨子案の内容について、若干御説明させていただきます。1の「目的」から、6の「配慮事項」まで、それぞれ項目を立てて書いておりますが、この骨子案を考えるに当たり1番判断として難しかったのは、4の「公表の手続き等」の(1)公表の要否の項目です。今回この要否として判断基準を二つ設定いたしました。一つは影響の種類、もう一つは要件です。それぞれいずれにも該当する場合、公表するというような考え方に立っています。影響の種類につきましては三つと考えております。一つは直接的な影響を受ける県民がいるもの、二つ目は社会に影響を与えた、又は与えると予想されるもの

の、三つ目が県に直接的な損害が発生しているものです。また、要件につきましても三つ考えております。一つ目が県の業務上のミスなど県の職員が起こした事案、二つ目が県に業務上の管理監督責任がある又は施設管理上の瑕疵がある等です。三つ目が注意喚起の観点等から県民への情報提供が必要な事案です。影響の種類、要件のいずれにも該当した案件を公表することとして、現在検討しております。ただこれだけですと分かりにくいということもございますので、7ページに参考ということで、それぞれの判断基準が該当する案件について、これまで県のほうで公表してきた事案をあてはめると資料のようなマトリックスになるということで資料につけております。骨子案の他の内容ですが、公表の時期・方法や公表の内容、非公開情報、配慮事項、こういったものについて、なるべく例示をしてイメージしやすいようにと考えております。

ガイドラインの成案につきましては県が関係する事故・事件のすべてを網羅するという形を考えておりますので、幅が広く多種多様な事案が想定されます。内容については一つひとつ事案について細かく記載するのはなかなか困難であると想定されますので、ガイドラインについては、本当に基本的な部分を記述し、事案ごとに詳細に決めるものについてはそれぞれの担当で決めていただく。ただこのガイドラインが公表の判断基準の目安にもなると考えておりますので、できるだけ現場で判断しやすいように例示などを数多く入れていきたいと考えております。説明は以上です。

子ども家庭課長： 私からは子育て推進部所管の県立入所施設事故等公表基準について説明させていただきます。始めに1の「目的」ですが、事故等を公表することにより、県民に対する説明責任を果たすとともに、子ども等を預かる他の類似施設に対する注意喚起や再発防止の周知徹底を図ることを目的としております。

2の「対象施設」ですが、資料記載のとおり、当部で所管しております6つの県立の入所施設が対象となります。

3の「対象事案及びレベル」についてですが、入所者の死亡事案及び入所者の負傷や疾病を伴う事故等を対象として搬送された病院等の診断によりまして、三つの区分に分けています。

ころです。レベル3は死亡事案、レベル2は病院等への搬送時点で意識不明の状態など生命の危険が切迫している重篤な状態にあるもの、レベル1は生命の危険を伴わないなど、レベル2、レベル3に該当しない状態にあるものとなります。

4の「公表の基準」につきましては、レベル2から3に相当する事故等については、速やかに公表することとしております。レベル1は様々な事故等が含まれまして、原因や負傷や疾病の程度も様々であることから、社会的に関心の高いものや、社会的に重要な影響を与えるものなど、県民に知らせる公益上の理由がある事故等については公表することとしております。

5の「公表の内容」につきましては、(1) 事故等の概要、(2) の入所者の区分を公表することとしております。

6の「公表の手続き」につきましては、事前に本人や家族に公表内容を提示して説明し、可能な限り同意が得られるよう努めるとともに、プライベートや人権にも十分配慮しながら実施することとしております。なお、3月19日から基準を適用しております。説明は以上です。

伊藤委員長： ただ今事務局からは見直しの方向性を踏まえたガイドライン骨子案について説明いただきました。また、子ども家庭課長からは前回は別に設置した委員会での検討状況を報告いただきましたが、この度は公表基準も既に施行されているということで、その内容について説明いただきました。

それではテーマ4について御意見、御質問がありましたらお願いします。

小笠原委員： ガイドライン骨子案を読んだ印象として、なるべく公表したくないように感じました。公表する事案について制約があるように見えます。影響の種類且つ要件を満たしたものを、更に公表するかどうか検討を行う、ということを満たしてやっと公表すると行くことで、更に配慮事項として公表しないものを引いていくことでした。規定の仕方としては基本的には公表するという形をとり、軽微なものや、県民に直接影響がないものについて、公表しないものとして差し引いていくという形にした方が実際運用もしやすいし、県は公表する方向に進んでいるという印象を与えられると思います。

行政改革課長： 姿勢としては公表したくないということではありませんが、公表に当たっての基準ということでこのような表現にしているところです。委員から御指摘があったとおり、外から見て県が消極的だと思われないような基準の作り方、出し方を考えていきたいと思えます。

峯田委員： 5ページの公表の時期、方法についてですが、資料に書いてあるのは、記者発表、プレスリリースなど適宜の方法によるとあり、公表の内容が発生事案による被害拡大や二次被害の可能性など緊急性のみが書いてあります。どういう場合に記者発表を行い、どういった場合にプレスリリースで対応する区別はあるのかということと、やはり緊急性ではなく、事案が重大な場合には、記者発表等を行って記者の質問に答えるという姿勢が大事だと思うが、その辺りの検討はされているのでしょうか。

行政改革課長： 事案の重大性、緊急性等を踏まえて最も効果的な公表の仕方について考えていきたいと思っております。

峯田委員： ちなみにこの公表の時期、方法についてもガイドラインには載るわけですね。

行政改革課長： 検討させていただきたいと思えます。

峯田委員： 先ほどの質問に戻りますが、事案の重大性という文言がなかったので入れていただいた方がよいと思えます。

行政改革課長： わかりました。

伊藤委員長： 文言を入れることについても、ぜひ積極的に検討いただきたいと思えます。

それでは御意見も出ましたのでぜひ反映いただいて、今後のガイドラインの成案に向けて検討していただければと思えます。次回の会議で成案を出していただけると捉えておりますのでよろしくお願ひします。

〈テーマ6 広聴案件に対する対応状況の情報提供〉

伊藤委員長： では続きましてテーマ6「広聴案件に対する対応状況の情報提供」について事務局より説明をお願いします。

県民相談主幹： 資料の1ページを御覧ください。「1 制度の概要」ですが、広聴活動は県民の皆様の声を様々な方法で寄せていただき、県政に反映するとともに、身近な行政の実現を図ることを目的としており、「広聴事案取扱要綱」等の定めにより実施しているものです。

「2 現状」ですが、左側から右側に処理のフローを示しております。平成28年度の件数等と三つの分岐点に原則から除外する基準を記載しております。平成28年度に寄せられました意見等につきましては、1,344件でした。最初の分岐点で広聴案件としたものは、430件で全体の32.0%です。残りの914件は①から⑦の基準で広聴外案件として、室内回覧などして終了としております。次の分岐点で広聴案件として、430件のうち回答するとしたものは262件で全体の19.5%です。残りの168件は①から⑥の基準で回答外としており、取組状況等の作成などしております。次の分岐点はHPに掲載するか否かということです。回答するとした262件と回答しないとして取組状況を作成した57件の、合わせて319件が対象となります。このうちHPに掲載したものは220件で、全体に対しましては16.4%となっております。お知らせするまでもない事案として、99件は個別案件によるなどの理由です。

資料2ページを御覧ください。「3 検証、見直しの視点」ですが、情報提供を進める方向で広聴案件の件数、HPに掲載する割合を上げていくことが必要と考えまして、記載のとおり三つの視点で見直しを行いました。この結果等を4に記載しております。まず(1)広聴事案から除外する基準の見直しにつきましては、「広聴事案取扱要綱」を改正いたしまして、説明責任を果たす観点から、原則回答を徹底するとともに、除外するものを更に限定してまいります。

具体的には資料3ページの1「広聴事案から除外する基準の見直し内容」を合わせて御覧いただきたいと思っております。除外基準としております13の項目のうち、⑬の公開質問状については、

広聴事案との違いはないということで削除したほか、6項目について見直し内容欄記載のとおり、㊦については継続案件などというあいまいな表現を改めまして、ただし書きなどにより限定するようにしました。また、2の「回答しないことができる基準の見直し内容」については表のとおり、必要のない2項目を削除するとともに、①の匿名でメールアドレスがわかるものでも事故のおそれがあるものを除いて、また、⑥の相当の理由という表現を具体的に改めるというようにします。3の「ホームページで公開しない基準の見直し内容」については、原則公開を徹底いたしまして、やむを得ない場合に非公開といたします。また、資料2ページ(3)の全部を見直しできない場合の運用につきましては、回答の趣旨を損なわない範囲で、個人情報情報を排除して、一般化して公開できる事案は公開していきます。具体的には資料3ページ3と参考を御覧ください。一般化して公開することにより意見等の趣旨が不明となる場合に協議のうえ公開しないことができると明記したいと思います。なお、公開しなかった99件について見直しを行いまして、70件は一般化により公開可能と私どもでは判断しております。

4ページ以降は各項目の検討経過を記載しておりますが、説明は割愛させていただきます。以上、よろしく申し上げます。

伊藤委員長： ただ今検証結果と改善案について御説明いただきました。皆様から御意見、御質問ありましたらお願いします。

中山委員： 広聴外案件を見直していただいた結果、実際は広聴案件となるものが相当数あることが判明し、その原因は、「など」の解釈で、例えば「継続案件など」といった基準の捉え方に幅があったことということをお聞きしましたが、この点は大分詳しく調べていただいたと思います。この度の改善案は後で詳細について資料を読んでも確認しますが、改善案を実行することによって、今後、実際は広聴案件にすべきだったものについて、職員が解釈の差がなく判断できるようになるということですね。その確認をしたいと思いました。

県民相談主幹： 委員御指摘のとおり、改善案のとおり実施して「など」ということで、判断の幅があり、それぞれの課の解釈で広聴外だと判断したものについて、課と県民相談室でやりとりを行い判断

について詰めていたわけです。

しかし、今度は明確に規定をするということで、解釈の幅は当然限定されますので、判断の差は限られてくるだろうと思っています。一部今年度も既に、改善できる部分は改善に努めておりまして、その結果として、HP掲載数 16.4%と説明いたしましたが、今年度2月末現在では 29.5%まで改善をしていますので、今回の見直しをきっちり行った段階では、もっと進められるものと考えております。

伊藤委員長：他に御意見はないようですので、テーマ6「広聴案件に対する対応状況の情報提供」につきましては、委員会として事務局案のとおりとすることでよろしいでしょうか。

各委員：（異議なし）

伊藤委員長：では、テーマ6の事務局案について了承いたします。

〈テーマ7 会議等の公開〉

伊藤委員長：では、テーマ7について事務局から説明をお願いします。

文書法制主幹：それでは私からテーマ7「会議等の公開」について説明させていただきます。

始めに「1 制度等の概要」として、県の政策形成に果たす役割に鑑み、平成18年4月1日から今の指針に基づいて審議会等の公開を行っております。

対象となる審議会等は、地方自治法上の附属機関、それから要綱等に基づき設置されている協議会、懇話会等となっております。

会議については原則公開としておりますが、例外的に、(ア)になります。情報公開条例に規定する不開示情報に該当する情報について審議する場合、また、(イ)になります。会議を公開することにより、率直な意見の交換が不当に阻害され、意思決定の中立性が不当に損なわれ、県民その他の者に不当に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益又は不利益を及ぼすおそれがある場合は、非公開にできるとしております。

そして「4 見直しの方向性及び検証結果等」は、このテー

マは継続案件になっておりまして、(1) 対象となる会議の範囲は、次の2ページを御覧いただきたいのですが、前回会議で中山委員から他の都道府県との比較という御提案をいただきましたので、調査いたしました他の都道府県の状況との比較を掲載しております。まず、①附属機関のみを対象としているのが3団体、②として、それに加えて要綱等に基づき設置されている協議会等を対象としている、現在本県もこの分類に該当しますが、こちらが38団体、③として、さらに個別の決裁により設置される協議会等を対象としているのが2団体あるという状況になっております。

方向性としましては、県の政策形成過程への関わりなど会議の内容を検証しながら、できる限り対象とする方向で検討したいと考えており、検証結果としては、記載の1及び2に加えて、政策形成過程への関与が認められる個別の決裁に基づき設置されている協議会等を対象に加えてまいりたいと考えております。

(2) 非公開基準につきましては、先ほどの繰り返しになりますが、(ア) 情報公開条例の不開示情報に該当する場合、(イ) 公開することにより、率直な意見の交換が不当に阻害等される場合として、かなり具体的に規定しております。

他の都道府県の状況について、こちらも調べております。表のA「情報公開条例の不開示情報に該当する場合」が38団体、本県の(ア)がこちらに当たるということになります。Bとして「公開により、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなるおそれがある場合」が36団体、本県のようにCになりますが、公開によるおそれを具体的に規定している団体が5団体となっております。米印二つ目にありますとおり、本県の場合、最初に平成9年の時はAとBの基準を採用し、他の都道府県と同様になっていたのですが、平成10年にBをCに直して、具体的に規定したという経過がございます。そのように具体的に規定しているという点を踏まえ、検証結果になりますが、現在の基準が妥当なのではないかと考えております。

(3) 運用ですが、こちらについては、この度庁内調査を行い、非公開理由の具体化などを図ったところでございます。その結果、20の会議について運用が見直され、公開範囲が拡大されるという方向になったところでございます。従いまして、方

向性としては、今後、庁内調査の結果をホームページ等で公表するとともに、今後は会議の全部又は一部を非公開とする場合は、ホームページ掲載等することで説明責任を果たしていきたいということで、検証結果としては、20 の会議の改善及び今後のホームページ等での非公開理由の開示ということを改善案として提案させていただきたいと考えております。

以上です。

伊藤委員長： ありがとうございます。テーマ7については、検証結果と改善案について御説明いただきました。

皆様から御意見や御質問をいただきたいと思います。

峯田委員： 資料3ページの非公開基準（イ）について、この要件をまずどのように読むのか確認したいのですけれども、「会議を公開することにより」まではいいのですが、「率直な意見の交換が不当に阻害され」、その次の「意思決定の中立性が不当に損なわれ」以下について、これらは or なののでしょうか、and なののでしょうか。

文書法制主幹： or、つまり「又は」としております。

峯田委員： 次に、そのようであるとすると、「率直な意見の交換が不当に阻害され」という文言ですが、非常に抽象的で、何でも当たりそうな気がすると思いました。その理由ですが、別紙（庁内調査結果）を見ていくと、38 ページからほとんど「率直な意見の交換が不当に阻害され」という理由が並んでいますが、その中で例えば松くい虫（担当者会議）や山火事予防対策会議など、率直な意見交換が阻害されるのかどうなのかな、というところがありました。そのため、「率直な意見交換が阻害され」というものは、例えば参加者の中にすごくシャイな方がいて、「私は公開で開催されると意見が言えません」と言えばそれによって該当するものなのかどうか。だとするとすごく抽象的で、県の政策形成に関与する審議会がそのような理由で非公開になるのはどうかな、と思いました。その辺りの意味を確認したいということと、また、資料7ページ目で秋田県の事例が備考欄に記載されていて、秋田県の場合は（運用の文言の）最後に「客観的に明らかな場合」として歯止めをかけています。ですので、最後に「客観的に明らかな場合」という歯止めがあれば分かりやすくなる

のかな、と思ったので、そのような点の検討も必要なのではないかと思いました。

文書法制主幹： 率直な意見交換を阻害という場合としましては、内部の情報も含めて、自由に出し合うことができる、また、未確定の情報も含めて出し合うことができる、というような場合が多いのではないかと考えていますが、先ほど御指摘のように、属人的なものではなくて、会議を公開すると決まったことしか発言できなくなり、公開することで会議の目的を果たすことができなくなるような場合と考えております。ただし、秋田県のように「客観的な」という規定を加えるという方法も考えられますが、秋田県の場合は基準ではなく運用として「客観的に明らかな場合」としており、この点を内部で議論したときに「客観的」という点はなかなか難しいということもあったため、案としては非公開理由をホームページ等で示すことによって検証していただくと申しますか、非公開理由を明らかにしていく方法が妥当ではないかと考えまして改善案として作成したところです。

峯田委員： 資料として提示いただいた審議会の非公開理由は1行だけ（記載されているの）ですけれども、ホームページ等では具体的な理由が開示されるのでしょうか。率直な意見交換が阻害される理由について、もう少し具体的に詳しく開示されるのでしょうか。

文書法制主幹： その点はそこまではまだ具体的に考えておりませんが、理由部分でありますので、「率直な意見の交換が阻害され」といった抽象的な表現ではなく、できるだけ、なぜかというところまで示していく必要はあると考えています。

峯田委員： 少し戻りますが、率直な意見交換が阻害されるとして非公開にするかどうかを決めるのは、その審議会自体なのですか。

文書法制主幹： 最終的には会議の中身に関わる部分ですので、それぞれの会議になるかと思えます。

峯田委員： ですと、やはり具体的に理由を示していただきたいということと、それから、運用でもいいので「客観的に明らかな場合」ということ

を運用ベースでも明示したほうがいいのではないかという気はしました。基準には入れないとしても。

文書法制主幹： 今の御意見を参考に、検討させていただきたいと考えています。

伊藤委員長： では、運用について、今の御意見をできる限り見ていただく方向で検討していただければと思います。
他にいかがでしょうか。

各委員： (意見なし)

伊藤委員長： それでは、テーマ7会議等の公開につきましては、委員会として事務局案のとおりとすることによろしいでしょうか。

各委員： (異議なし)

伊藤委員長： ありがとうございます。それでは、テーマ7の事務局案については、了承いたします。

〈テーマ9 記者発表などによる情報提供〉

伊藤委員長： 続きましてテーマ9について事務局説明をお願いします。

広報推進課長： 資料1ページを御覧ください。1が「概要」となりますが、県政情報を提供する、いわゆるパブリシティでございますが、(1)の知事の記者会見から、(4)のプレスリリースまで、4つの方法を活用しております。2がその「現状」となります。資料の4ページを御覧ください。cに記者発表の状況を載せております。部局等の記者発表について、他の都道府県と比較して実施回数が少ない状況にあります。資料の2ページに戻っていただいて、3の「検証・見直しの視点」ですが、一つ目は県民が求める情報の提供の実現、二つ目は適切な方法での状況提供です。この二つについて検証を行ったところです。4がその「検証結果」です。まず一つ目についてですが、今年度県内在住者に対し実施した県政アンケートの抜粋を6ページから添付

しております。9ページを御覧ください。県政情報の充実してほしい、又は充実すべき情報発信の分野を聞いております。その中で、充実してほしいのは「医療・福祉・介護」「観光」「まちづくり」などとなっております。3ページにお戻りください。アンケートの状況を見ながら、改善案として、二重の囲み線の中に二つ挙げております。一つは県民等のニーズが高い分野については、「ニュースとしての価値を失わないタイミングでの提供」、「『今年は特に〇〇』など話題性や新鮮味を持たせるための工夫」、「写真やグラフ等で視覚に訴える」など、工夫を凝らしニュース性を高めた情報発信を行うようにしていきたいということです。

二つ目はニュース性の高い各部局の新規施策、重点事業についても、情報発信を強化し、県民の安心・安全を高めていきたいと思っております。次に「検証結果」の二つ目ですが、先ほどのアンケート調査によると、更に県の情報発信をしてほしい手段として、テレビや新聞のマスメディアが挙がっております。検証したところ、このようなものについては、他県で記者発表している案件で、本県では資料提供で済ませているものがありました。その案件について、資料10ページから、各県の状況などを記載しております。

そこで、3ページの(2)ですが《検証》のところの二つ目の「・」について、資料提供で済ませているほかに、本県が提供した資料を検証すると、訴求力であったり、タイミングがずれていることがあり、メディアに取り上げてもらう努力が足りないものが見受けられました。また、三つ目の「・」ですが、これまでの記者会見の実績を見ると、テレビのニュースになりやすい案件というものがございますので、情報発信の際そういったことを意識する必要があるということです。

これらを踏まえ、改善案ですが、二重の囲み線で三つほど挙げております。一つは「情報が届いている」と評価されるよう、更なる情報提供に努め、特に報道機関の関心が高い案件、社会的に関心が高い案件については、それらの動向を的確に把握し本県の状況や対応等について記者発表を行うとすることです。二つ目は、先ほどありましたように、他県で行われている丁寧な記者レクチャーについて、政府への要望、人口動態、世論調査などについては、本県でも各部局が積極的に記者発表実施するようにすることです。三つ目はテレビ、新聞で取り上げてもらえるよう、メ

ディアの媒体特性に合わせて、媒体を意識した情報提供を実施することです。以上三つの点で進めてまいりたいと思います。説明は以上です。

伊藤委員長： ただ今テーマ9について御説明いただきました。これにつきまして御意見御質問等をいただきたいと思います。

中山委員： 説明いただきました資料の4ページの全国のデータを見ると、部局等による記者発表が山形県の場合少なく、アンケートを取った結果、8ページになりますが、テレビや新聞の効果が大きいので期待しているという結果になっているわけですから、分析してこういうことが分かったということですので、ぜひ今日もおいでになりますが新聞など、お願いする人にはお願いして、ぜひ部局等の記者発表など、県民のため増やしていただきたいです。

広報推進課長： 新聞、テレビなどマスメディアの社会的な影響力は非常に大きいことから県としても、今後ともメディアの方々に協力いただきながら情報提供していければと思います。

小笠原委員： 記者レクチャーを増やしていくということもよいと思いますが、知事の定例記者会見を他の県に比べて多く実施していることから、部局での記者レクが少ない要因だと思います。例えば10ページ目の記者発表をしていないとされている(9)の新品種、新商品の開発等については、知事はさくらんぼをかぶってPRしていたりですとか、新しくできた雪若丸についてもかなりテレビ等で見た覚えがありますので、1回PRしているものを、現場の方がまた記者発表するというのは重複感があり、負担が掛かると思うので、棲み分けというか、ある程度は知事記者会見に回して、ある程度は部局の記者レクとするとしていけばよいと思います。

広報推進課長： 県が行うさまざまな政策展開の中で、本日示しております知事の記者会見からプレスリリースまでの、いわゆるパブリシティの世界だけでなく、いわゆるシンポジウムや発表会であったり、トップセールスなどで情報発信やプロモーションが展開されております。実際は委員のお話にあったとおり様々な手法で情報提供しているところです。本日お示したのはあくまでも

知事記者会見からプレスリリースということで、断片的に抽出した場合そういうふうになったということです。また、記者の方からは知事への質問はできるが、もう少し個別の詳しい説明も聞いてみたいという要望もございますので、知事の記者会見と部局の記者発表を上手に組み合わせて実施していきたいと考えております。

伊藤委員長： 小笠原委員からの御意見は、知事記者会見での小さな発表が減ってはしまわないかという御心配もあるかと思えます。全体としてもっと増えていく方向で、ぜひ記者発表で行われていないものについては積極的に実施し、知事記者会見で実施しているものについてはこれまで通り実施していくという主旨の御意見でしょうか。

小笠原委員： どんどん行っていくということはよいと思えますけれども、人員も限られていますので、重複して職員の方に負担がないようにしていく必要があるという意見です。

峯田委員： 8ページのアンケート結果で、情報発信の手段としてテレビと新聞が多いという印象です。また、私が意外に思いましたのは、4番目が、民間が発行する各種印刷物で20%を超えていることです。情報提供先として民間が発行するフリーペーパーなども活用しているのか、また活用していなければ検討の余地があるのか教えてください。また、ポスター等の各種印刷物を充実してほしいという意見が32%を超えていますが、このことについてはどうお考えで、対応するのか、1、2番への対応のみでよいと考えているのか教えてください。

広報推進課長： 山形県が様々な政策を展開する上で必ず伴う広報活動について、全庁的な情報発信力を強化するための戦略的な広報を進める取組も併せて進めております。その中で今三つの分野を考えております。一つは県民との信頼と理解を深めて、更に参画いただく、県民とのコミュニケーションを図るということです。二つ目は様々な経済的な力であったり、観光客であったり、人を外から呼び込む広報です。また、危機管理のリスク、安心・安全という三つの分野を強化していこうと考えています。その

中で特に多様な県民の中でさまざまな個人であったり、家族であったりいろんなステイクホルダーがいますので、ターゲットを見極めて情報の提供と、それに必要な情報発信の手段、様々な紙媒体、電波媒体がございますので効果的に利用していく必要があると思います。その中でただ今委員からお話のあったような広報誌、ポスター、パンフレットという印刷媒体を特に情報の入手手段として活用している県民層がいます。一方で、若い人はフリーペーパーや SNS 等の新たな情報の入手手段を活用しており、県民も様々な情報の入手手段を使っておりますのでそれを意識して上手な組み合わせを考えながら全庁的に横の連携を取りながら進めてまいりたいと思います。

峯田委員： テレビと新聞だけに発信しているわけではないという御解答と承ってよいのでしょうか。

広報推進課長： 現在におきましても、例えば広報推進課のほうで印刷媒体、テレビ媒体、Web、コンビニエンスストア等の店舗を活用した情報発信など、様々な各部局が活用できる媒体を用意しております。その他に各部局で様々なフリーペーパーを活用した情報の発信やチラシ、印刷物の発行といった、県庁全体として多様な方法で情報発信をしています。

峯田委員： そういうことだと、改善案の3番はテレビと新聞しか記載していませんが、多様な発信をするということを記載したほうがよいと思います。

広報推進課長： 今回記者発表などによる情報提供ということで、特にマスメディアの媒体を活用したという点で見させていただきました。先ほど発言させていただいたとおり、現在戦略的な広報を全庁的に展開するというので、副知事をトップに戦略広報会議を開催し、ただ今申し上げたような様々な政策を顕在化していく上で、広報活動の力を全庁的に上げていくよう努めているところです。

伊藤委員長： 御説明いただいたことは分かりますが、改善案の「多様な」というところを検討していただくということによろしいでしょうか。

広報推進課長： はい。

伊藤委員長： お願いしたいと思います。それではテーマ9の「記者発表などによる情報提供について」は御意見を含めまして事務局案のとおりとすることでよろしいでしょうか。

各委員： (異議なし)

伊藤委員長： では、テーマ9について了承としたいと思います。

〈総括〉

伊藤委員長： 以上、各テーマについて検討してまいりました。委員会としてほぼ事務局案のとおり了承とさせていただきましたが、引き続き協議が必要なものもございますし、了承としたものについても様々な意見が出ておりますのでそれを踏まえた上での了承ということで御理解いただければと思います。引き続き協議が必要なものについては今後も引き続き進めていただきたいと思います。細かい文言等で修正を加える場合には私に御一任いただき次回確認いただくということで、全て了承ということで進めたいと思います。よろしいでしょうか。

各委員： (異議なし)

伊藤委員長： ありがとうございます。

〈情報公開・提供の検証、見直しに係る中間取りまとめについて〉

伊藤委員長： 続きまして、協議(2)情報公開・提供の検証、見直しに係る中間とりまとめについて協議をいたします。
事務局から説明をお願いいたします。

行政改革課長： それでは、私から中間取りまとめにつきまして、御説明いたします。資料2になります。

中間取りまとめにつきましては、資料表紙にもございますとおり、これまでの経過、情報公開・提供の類型化とその対応、テーマ別の検証、見直しの状況、今後の予定について取りまとめしております。

1 ページを御覧ください。まず、これまでの経過でございますが、情報公開・提供の検証、見直しの趣旨、進め方に沿ったこれまでの11テーマ毎の検討状況でございます。今回の委員会も含め、平成29年度に開催いたしました3回の委員会での協議内容を2ページ目以降に掲載しております。今年度につきましては、全テーマについて検証、見直しの視点を抽出するとともに、テーマ毎に緊急性、優先度などを勘案しながら、改善の方向性、改善案を提示して協議してきたところでございます。

続きまして4ページを御覧ください。情報公開・提供の類型化とその対応でございます。稲葉委員からの御提案を受けまして、情報公開・提供の検証、見直しの対象としている11テーマの協議を円滑かつ効率的に進めるため、テーマ毎に類型化し、類型毎に基本方針を設定させていただきました。

続きまして5ページを御覧ください。5ページ以下13ページまでは検証、見直しの対象としております11テーマ毎の個別の検討状況をまとめております。テーマ毎に検証、見直しの視点に基づく改善の方向性及び検証結果をまとめております。検証の結果として改善が必要なものについては改善案として明示しております。

なお、テーマによっては、検証、見直しの視点や方向性にとどまっているものもあります。順次検証し、必要な項目につきましては、改善案を今後提示してまいりたいと考えております。

テーマごとの見直しの状況について本資料にまとめておりますが、本資料につきましては本日の第3回委員会で（事務局案として）御説明したものをベースにまとめておりますので、第3回委員会でいただきました御意見及び御提言につきまして、本資料に追加したり手直ししたりといった作業が出てまいります。先ほど峯田委員から会議等の公開につきまして非公開の運用基準に関する御意見もございましたし、そのようなものも追加させていただきたいと考えておりますので、手直しにつきましては委員長と相談させていただきながらまとめたいと考えております。

最後に、14 ページを御覧ください。こちらについては今後の予定でございます。これまで御説明した進め方に沿いまして、平成 30 年秋頃をめどに、すべてのテーマについて協議を進め、取りまとめてまいりたいと考えております。

以上、平成 29 年度の情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会の中間取りまとめとさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

伊藤委員長： ありがとうございます。ただ今、今年度 3 回開催しました第三者委員会の協議を中間取りまとめということで、本日各テーマについて御協議いただき、いただいた御意見もさらにこの資料に修正として含むということでの中間取りまとめ（案）として御説明いただいたところです。

その点をお含みいただいて、ただ今の説明について御意見や御質問がありましたら、御発言をお願いします。

稲葉委員： 6 ページのテーマ 2 「文書管理」のうち、資料下段の（4）（5）に関する改善案において、保存期間の見直しのうち②保存期間を延長する場合の学事文書課への協議手続の新設とある点について、資料 1 においては「文書主管課」と書いてあったと思いますが、（私は）学事文書課の方がよいと思いますけれども、どうして違っているのでしょうか。

文書法制主幹： 申し訳ありませんでした。揃えさせていただきます。他意はございませんでした。

6 ページのうち下から 2 行目の②文書の保存年限を延長する場合のうち、今の資料 2（横長の資料）ですと「学事文書課への協議手続の新設」としているのに対し、資料 1 中テーマ 2 の 4 ページ目の改善案中ウ③において「文書主管課の承認手続を設ける」となっておりますので、資料 1 中テーマ 2 の（縦長の資料の）方を修正させていただきたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

伊藤委員長： わかりました。文書主管課というところで修正するということですね。御指摘ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

各委員： (意見なし)

伊藤委員長： 他にないようですので、ただ今御説明のあった中間取りまとめ(案)につきましては、稲葉委員から修正の御指摘がございましたので、それを含めて「中間取りまとめ」とさせていただくことでよろしいでしょうか。

各委員： (異議なし)

伊藤委員長： ありがとうございます。ではそのようにいたしますので、よろしくをお願いします。

修正内容につきましては、先ほど御説明いただいたとおり私に御一任いただくということでよろしいでしょうか。

各委員： (異議なし)

伊藤委員長： ありがとうございます。

〈その他〉

伊藤委員長： (3)その他ということで、事務局から何かございますか。

事務局： 次回ですが、第4回の会議では、本日御協議いただいたテーマについての改善案、あとはまだ進めておりません「庁内会議の記録の作成・保存」「県が保有する情報の積極的な提供」の見直しの方向性などについて、御議論いただく予定でございます。

新年度も引き続きよろしくをお願いいたします。以上でございます。

伊藤委員長： そのほか、委員の皆様から何かございますか。

各委員： (意見なし)

伊藤委員長： では、以上で本日の協議を終了いたします。様々御意見や御発言いただき、また、議事の進行に御協力いただき、ありがとうございました。

〈閉会〉

事務局： 皆様お疲れ様でした。
なお、次回の会議の日程につきましては、近日中に委員の皆様の御予定をお伺いさせていただきますので、よろしく願いいたします。
以上をもちまして、情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会の第3回会議を終了いたします。
長時間にわたり、ありがとうございました。